

## 公共下水道承認工事取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第16条に規定する公共下水道管理者以外の者が行う公共下水道の施設に関する工事（以下「承認工事」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

### (工事の設計及び実施計画の承認)

- 第2条 承認工事を行おうとする者は、別に定める下水道工事施工基準（以下「施工基準」という。）に基づき、公共下水道の施設に関する工事の実施設計承認申請書（様式第1）を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定により提出された申請書の内容を審査し、相当と認めるときは、承認を行うものとする。ただし、その承認に法第33条の規定に基づく条件を付することができる。
  - 3 前項に規定する承認を受けた者（以下「施工者」という。）がその承認を受けた内容を変更しようとするときは、公共下水道の施設に関する工事の実施設計変更承認申請書（様式第2）を市長に提出しなければならない。
  - 4 市長は、前項の規定により提出された申請書の内容を審査し、相当と認めるときは、承認を行うものとする。

### (承認工事の施工)

第3条 承認工事は、施工基準に基づき施工しなければならない。

### (受益者負担金等)

第4条 施工者は、尾張都市計画岩倉下水道事業受益者負担に関する条例（平成6年岩倉市条例第1号）第6条の規定により算出する受益者負担金又はこれに相当する額を指定期日までに一括納付するものとする。ただし、都市計画決定区域内については、尾張都市計画岩倉下水道事業受益者負担に関する条例施行規則（平成6年岩倉市規則第2号）第7条の規定による納期前納付報奨金又はこれに相当する額を減免することができる。

### (工事の着手及び完了の届出)

第5条 施工者が工事に着手したときは着手届（様式第3）を、工事が完了したときは完了届（様式第4）を直ちに市長に提出しなければならない。

(完了検査)

第6条 完了検査は、愛知県建設部土木工事施工管理基準に基づき、出来形図書及び現地の検査により行うものとする。

(検査結果の通知)

第7条 市長は、前条に規定する検査に合格した場合は、検査合格通知書（様式第5）により施工者に検査結果を通知するものとする。

(施設の帰属)

第8条 承認工事により設置された公共下水道施設は、前条に規定する検査合格後に市へ帰属するものとし、施工者は、公共下水道施設譲渡書（様式第6）に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年12月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。